

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象 指定管理者 北森・岸共同企業体
管理施設 ふれあい健康広場
所管課 都市創造部緑花公園センター

2 選定理由

ふれあい健康広場は、前回の監査実施から一定の期間を経ていることから監査対象とした。なお、前回は平成 26 年度に実施している。

3 監査の種別 公の施設の指定管理者監査

4 監査実施日 令和 2 年 11 月 30 日

5 監査実施場所 小松加賀環境衛生事務組合会議室

6 監査の範囲

令和元年度のふれあい健康広場指定管理委託にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

7 監査の実施体制 監査委員 小栗 巖, 監査委員 表 靖二

8 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が管理委託に関する内容等の閲覧、帳簿突合、質問及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日は小松加賀環境衛生事務組合会議室において、北森・岸共同企業体関係職員並びに所管課である都市創造部長ほか緑花公園センター関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属の税理士を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

9 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行なわれているか。
- (2) 利用促進ならびに利用者サービスの向上のための取り組みはなされているか。
- (3) 公の施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 指定管理者に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

10 監査の結果

公の施設に管理に係る出納その他の事務の執行は、次のとおり改善が望まれる事項があったので、適切な措置を講じられたい。事務処理上にわたる注意事項は、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

改善意見は次のとおりである。

改善意見

<北森・岸共同企業体>

ア. ふれあい健康広場の主な業務である芝生管理については、指定管理者である北森・岸共同企業体の構成員株式会社岸グリーンサービスがそのノウハウと技術を活かして実施しており、指定管理者制度導入のメリットが得られている。

一方、受託事務のほとんどを株式会社岸グリーンサービスが実施しているため、需要と供給の主体が同一となり適正な関係の確保が難しく、経理面では過剰な請求をそのまま支払うなど不適切な処理がみられた。

未然に誤りを防止するため共同企業体内部のけん制機能を働かせ共同企業体としての効果が得られるよう、今後のあり方を検討し、より適正な管理運営となるよう改善されたい。

イ. 指定管理業務に関する事務機器等のリース契約について、共同企業体ではなく、構成員名での契約となっていた。また契約相手先は構成員の関連会社であり、契約金額においても現物に見合った額と認め難いものであった。適切な契約内容となるよう改善されたい。

11 監査の結果に添える意見

<緑花公園センター>

ふれあい健康広場の指定管理業務については、改善意見等のおり不適切な事例が散見された。

所管課として、指定管理者である共同企業体の運営体制や業務の実施状況を把握し、指定管理者に対し適切に指導するよう努められたい。